

自由党体制の成立と崩壊（2）

－ 韓国における最初の「権威主義的」体制 －

木 村 幹*

目次

はじめに

第1章 在地社会と自由党

第1節 第1共和国期における「選挙」の重要性

第2節 「馬山3.15義挙」処理過程に見る自由党

第3節 「与村野都」を支えた自由党組織

第2章 政府と自由党

第1節 国務総理の重要性

第2節 李起鵬の登場

第3章 李起鵬体制とその限界

第1節 李起鵬体制の政治構造

第2節 「不正選挙」への道

むすびにかえて － 組織力の限界

第2章 政府と自由党

第1節 国務総理の重要性

最初に自由党結党以前の韓国政治、就中、李承晩と与党を取り巻く状況についてまとめてみることにしよう。

先述のように、51年、自由党結党以前の韓国政治における最大の特徴の1つは、国会内における、無所属議員を含む、与野党どちらの側にも明確に組みしない、巨大な中間派の存在であった。与野党はこれら中間派を自らの側につけるべく、競争を行い、結果、当時の政治は、その帰趨に従い流動的且つ不安定なものとなった。このような不安定な国会の状況は、当初の大韓民国憲法が、国会による大統領間接選挙制を採用していたこととも相俟って、李承晩そして、与党の政策遂行を著しく困難なものとなさせていた。

中間派を自らの側につけた野党による、与党への抵抗。それが与党にとって最も大きな障害となって現れたのは、国務総理の承認においてであった。当時の憲法においては、国務総理の選任に際しては、大統領の任命に続き、国会が承認を与えることが必要とされており、大統領は国会の多数の支持なくしては、自らの内閣を立ち上げることさえできなかった。李承晩はこれに対し、自らの望む者が国会による承認を得ることが難しい状況にある場合、彼を国会の承認を経ることのない「国務総理署理」として任用し事実上の国務総理に代えることもあったが、それに限界があることは明らかであった³³。

流動的な国会において多数を制することに

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

より、自らの望む者を国務総理へと任用する。李承晩政権は、この問題に対し、2つの方法で対処した。第1は、物理的な強制力の発動による国会議員への圧迫であり、その最も典型的で極端な例が、所謂釜山政治派動前後の状況であろう。しかし、露骨な物理的強制力の乱用が、長期的には政権の基盤を蝕むであろうこともまた明らかであり、そこには必然的に限界があった。重要であったのは、寧ろ、第2の方法、即ち、国会内の実力者、就中、中間派のそれを国務総理へと任命し、彼の支配下にある部分を確実に確保して、これを持ち切ることであった。第2代、及び、第3代の国務総理であった、張勉³⁴、張澤相³⁵は正にこのような方法により、李承晩によって国務総理に任命され、また、与党と彼等の率いる勢力の連合により、国会での承認を獲得し、総理への就任を果たしている。

しかし、このような問題の処理方法は、当然のことながら、根本的な問題解決には程遠かった。中間派有力者からの国務総理任命は、結果として、李承晩による内閣統制を困難なものとした。李承晩にとって厄介であったのは、このような大統領と国務総理との政治的対立が、当時の政治的状況の産物であると同時に、ある部分においては、大韓民国建国当初の憲法が必然的に生み出したものでもあった、ということであった。大韓民国第1憲法の草案は、制憲国会時の最大党派であった、韓国民民主党の主導により作り上げられた³⁶。ここにおいて、韓国民民主党が、最重要視したのは、自らの勢力基盤である国会にできるだ

け多くの権力を持たせることであり、それ故、来るべき大韓民国の政治システムは、基本的に議院内閣制に近いものが予定されていた。しかしながら、李承晩は、このような国会重視の、即ち、自らの就任が予想される大統領の地位を軽んじた憲法草案に反発、結果、憲法における内閣の地位は、大統領により任命され、その大統領の任命を国会が承認し、責任は大統領に対して負う、という、大統領と国会との間で複雑な関係を有するものとなることとなる。重要であったのは、このような李承晩の抵抗による憲法草案修正が、結果として、大統領と国会の間のみならず、大統領と国務総理の間においても、不明確な点を多く残した、ということであろう³⁷。即ち、当初の憲法草案においては、事実上の象徴的元首に過ぎない大統領に代わり、内閣を実質的に統括する役割を想定されていたのは、国会に対して責任を負う国務総理であった。しかし、李承晩による憲法草案修正により、大統領が象徴的な存在から、実質的な行政府の長へと転化したことは、結果として、内閣と政府において、大統領と国務総理という2人のリーダーが並立する状況を生み出すこととなった。

勿論、それは制度的には、国務会議の議長である大統領が、副議長である国務総理に優越するシステムであった。しかし、この状況を一層複雑なものとしたのは、李承晩の内閣に対する姿勢であった³⁸。「独立の父」として、自らの超然的地位を当然とする李承晩は、行政府の長としては、日常の行政に興味

を有さない自由放任的なリーダーであり、それ故、日常の行政については、国務総理以下が具体的な職務を履行することとなった。実際、平時において週２回の頻度で開催された閣議において、大統領はその内週１回に出席するに過ぎず、出席した場合にも、李承晩が各閣僚に対し、具体的な指示を出すことは、多くはなかった³⁹。このような李承晩の内閣に対する接し方は、結果として、内閣における国務総理の指導力を強めさせることとなる。日常の行政に対しても、国務総理は、総務処、公報処、法政処等を自らの直接管轄下に抑えており、就中、公務員人事の取りまとめを行う総務処を自らの管轄に抑えていたことは、国務総理の権限をより大きなものとする事となった⁴⁰。加えて、張澤相に典型的に現れたように⁴¹、中間派有力者の国務総理への起用は、国務総理に大統領からの統制を離れて行動する自由度を大きく与えることになった。

重要なことは、このような結果、李承晩の意図とは異なり、国務総理が実質的な政府の長として、独自の権威を獲得して行くこととなった、ということであろう。実際、それは、李範奭、張勉、張澤相という、建国以後３代の国務総理の、自由党結党前後、就中、52年正副統領選挙時の動きを見れば明らかであった。国務総理就任時には大きな勢力を有さなかった李範奭は、予想外の国務総理就任により、一躍、大韓民国有数の実力者にまで成長し、52年の正副統領選挙においては、自由党公認の副統領候補者として、また、当時の自由党における最大派閥「族青（朝鮮民族青年

団）派」の領袖として、李承晩の後を窺う迄に成長することとなる⁴²。張勉の脅威は、より直接的であった。国会による間接選挙を前提とする憲法改正以前の状況において張勉は、現職の国務総理でありながら、野党側の大統領候補者となるべく画策し、激怒した李承晩により解任されることとなる⁴³。張澤相はこの張勉解任の後に起用された人物であり、中間派有力者として、大統領直接制改憲への協力と引き換えにこの地位に就いた彼は、李承晩にとって、自らの統制の及ばない人物であった⁴⁴。重要なことは、大統領と国会の間、同様、大統領と国務総理との間の関係もまた、制度的にも、また、実態的にも、不安定な状態にあり、それが国政における李承晩のリーダーシップの著しい妨げとなっていたことであった。李承晩から見る限り、このような状態は是正される必要があり、事実、それはやがて、自由党体制の下に、大きく改変されることとなる。

それでは、自由党の誕生は、このような状況をどのように変えて行ったのであろうか。次にその点について、見てみることにしよう。

第２節 李起鵬の登場

自由党の結党。それが、国会議員達によって結成された議員政党である院内自由党と、院外諸圧力団体をベースとして作られた院外自由党という２つの「自由党」の成立から、院内自由党の「残留派」と「合同派」への分裂を経て、最終的に院外自由党による院内自由党「合同派」吸収という複雑な過程を経た

ことは良く知られていよう⁴⁵。自由党の成立は、その後、民主国民党と旧院内自由党「残留派」を含む無所属議員とによる、統合野党・民主党の結成を促すこととなる。その後長く続くこととなる、「政府党」とこれに対峙する「正統保守野党」による2大政党制、より正確には韓国版「1・1/2」政党制の原型はこうして作られる⁴⁶。

このような「政府党」としての自由党の結党は、李承晩と与党の側から見れば、彼等が組織化された強大な与党を以て国会における基盤を確保し、それにより安定的に政策を遂行することの出来るようになったことを意味していた。国会において自らを支える勢力が常に安定多数を確保できるならば、最早、政府が時々国会内における勢力配分や、そこにおける駆け引きに捉われる必要はない。しかしながら、真にこの条件が満たされるには、もう1つの条件が必要であった。即ち、巨大与党の登場は、同時に、政府を掌握する者と、与党を掌握する者が分離した場合には、巨大与党が政府の長である現職大統領の意図を離れて行動し、甚だしくは、与党の指導者をして、現職大統領への最強の挑戦者へと浮上させる危険性があることを意味していた。「政府党」が真に「政府党」足る為には、政府が「政府党」への完全なコントロールを確立することが実現されねばならないのである。

このような意味において、自由党結党時点における李承晩と李範奭の角逐⁴⁷は、自由党が「政府党」たる為に不可避な出来事であったということが出来る。「族青派」という独

自の基盤を有し、初代国務総理、更には「釜山政治派動」当時の内務長官として、政府内への強いパイプを有する李範奭の存在は、自由党が「政府党」足る為には、必然的に排除されなければならなかった。李承晩が李範奭の排除に用いたもの、それは即ち、自己の「独立の父」としてのカリスマ性であった。52年の副統領選挙において李承晩は、自党の公認候補であった李範奭を、自らが望む副統領選挙ではないことを示唆することにより、大統領選挙における自らへの投票と抱き合わせるにより、李範奭と彼の組織が持つ集票能力を無力化し、結果、彼を排除することに成功する。重要なのは、この時点では、李承晩が、依然、圧倒的な国民的支持を有しており、彼の支援なくして、「李承晩」その人への支持・不支持を直接的に問う正副統領選挙と与党が勝ち抜くことは事実上、不可能であったと言うことであろう。言い換えるなら、この時点での李承晩のカリスマ性は、少なくとも、「族青派」程度の組織の動員力とは、比べものにならないものだったのであり、李承晩はこれを有効に用いることにより、政敵を未然に葬り去ることに成功したのである。

しかしながら、より重要なことは、自由党を基盤として李承晩への挑戦者が現れる可能性は、李範奭以後においても、論理的には存在した筈である、ということであろう。問題は即ち、李承晩がその後、どのようにして自由党を自らに従順な存在とさせたかである。ここにおいて重要なのは、李承晩が自由党結党以前から議席を持ち、与党の中核的人物と

して行動してきた人々を、自由党の指導層から排除していった、ということであろう⁴⁸。言い換えるなら、自由党とは、自由党結党以前においては、自力では国会に進出できなかった人々を中心に結成されたものであり、それ故、彼等は必然的に、李承晩と自由党に自らの政治的生命を大きく依存していたのである。そのような彼等のあり方は、自由党を離れた人々が結果として、嘗て激しく対立した、「正統保守野党」へと合流せざるを得なかったことに象徴的に現れていよう⁴⁹。

無力な自由党幹部を通じた李承晩による自由党支配。そのような当時の自由党の性格を何よりも象徴的に示しているのは、自由党副総裁として、実質的に自由党を取りまとめた李起鵬⁵⁰であろう。日本統治時代、民族運動家としても、また、逆に対日協力者としても主要な役割を果たさなかった無名⁵¹の李起鵬が、この時期政治的に台頭するに至ったきっかけは、彼が李承晩大統領就任直後の景武台秘書長として李承晩の信任を得たことにあった。有能な実務家であった彼は、その後、ソウル市長を経て、朝鮮戦争下、張勉国務総理解任以後の混乱状況の中、国防長官へと抜擢され、野党が多数を占める困難な状況において、政府を代表して、国民防衛軍事件・居昌虐殺事件の処理に当たることとなる。ここにおける野党交渉での手腕発揮の結果、彼に対する李承晩の評価は一層高まることとなり⁵²、彼は、「族青派」肅清後の自由党人事において、李承晩により直接、筆頭部長である総務部長に任命され、李承晩に次ぐ自由党の第二

人者としての地位を獲得することとなる⁵³。

重要なことは、それまで国会に議席を有さず、特定地域に地盤をも持たなかった彼が突如実質的な与党の統括者に抜擢された、ということであった。このような彼自身の政治基盤の欠如が典型的に現れたのは、言うまでもなく「選挙」において、であった。54年国会議員選挙においては、警察組織を総動員して、自宅のある、ソウル・西大門区からどうにか当選を果たした⁵⁴李起鵬であったが、58年国会議員選挙においては、ソウルにおける自由党への逆風の中、同じ選挙区からの再度の立候補へと踏み切ることができず、結果、他の現職議員地盤を奪い取り、ようやく当選を果たすことのできる有様であった⁵⁵。このような李起鵬自身の政治基盤の弱体と、「選挙」における候補者としての個人的声望の欠如は、言うまでもなく、56年正副統領選挙における、副統領候補としての敗北においてより顕著に現れることとなる。重要なことは、彼の得票数がその前後に行われた国会議員選挙における自由党候補者の得票数の合計にも満たなかったことであった⁵⁶。それは、自由党組織を総動員して行われたこの選挙において、李起鵬の個人的声望が、各選挙区における各自由党候補者のその総和にさえ遠く及ばないことを意味していた。

何れにせよ、重要なのは、李起鵬もまた、自らの政治的生命を全面的に自由党とその組織に依存する存在であった、ということであった。李承晩に心酔し、議員としても独自の政治的基盤を有さない彼は、自由党内におい

て指導的地位を保つ為にも、李承晩の支持を絶対的に必要としており、その彼が自由党を率いて李承晩に反旗を翻す可能性は事実上存在しなかった⁵⁷。李承晩はこのような李起鵬に自らの信任を与え、李起鵬はそれを唯一の基盤として、自由党内における指導的地位を確立、更には「李承晩後」をも伺うこととなる。

それでは、そのように成立した李起鵬体制とは、如何なるものであったのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第3章 李起鵬体制とその限界

第1節 李起鵬体制の政治構造

「西大門景武台⁵⁸」。1950年代末、齢80歳を超え、次第に実務から遠ざかる傾向にあった李承晩⁵⁹に代わり、実質的な権力を揮ったのは李起鵬であった。本節冒頭の言葉は、そのような状況下、西大門にあった彼の自宅が、事実上の「景武台」（大統領官邸）として機能していることを、揶揄したものである。しかしながら、それならば、自由党副総裁兼中央委員会議長であり、国会議長ではありながらも、政府内には自らの席を有さぬ彼は、具体的にどのようにして、その権力を行使したのであろうか。また、そもそもこの時期の政治において、彼と彼に統括される自由党はどのような位置から自らの支配を行っていたのであろうか。

この点において重要なのは、自由党と政府、就中、内閣との関係がどのようになっていたかであろう。先述のように、自由党結党以前

の内閣は、その内部に潜在的な大統領との競争者である国務総理を抱えることにより、必ずしも、李承晩に忠実な存在とは言えないものであった。この状況は自由党結党、更には、54年国会議員選挙における自由党圧勝と、自由党内における李起鵬体制の確立により、変化することとなる。ポイントは、国務総理の変化であった。最早、李承晩は国務総理任命に当り、国会の動向を考慮する必要はなくなり、そのことは彼をして、それまでの人物と比べるなら遥かに小さな政治的影響力を有さぬ人物を国務総理へと任命させることを可能とする。張澤相に続いた、白斗鎮、卞榮泰2代の国務総理は、共に元から国会に議席を有さない、国務委員からの昇格組であり、それ以前の国務総理と比較するなら、指導力においても、政策決定過程における影響力も遥かに限定された存在でしかなかった。同様のことは、他の国務委員についても言うことができる。それまで主として、国会議員、しかも比較的「大物」の議員の中から登用されてきた国務委員は、白斗鎮内閣以降、国会議員を排除して官僚から任命する方針が、政府によって採用され、その顔ぶれを一新することとなる⁶⁰。見落とされてはならないのは、この背景にもまた、自由党とその組織確立が存在することであった。国務委員からの国会議員排除は、国会議員にとって、自らの政治的影響力行使の為の最有力な手段の1つが失われることを意味しており、当然、与党内からの反発を買うこととなった⁶¹。しかしながら自由党は、このような与党議員の抵抗を、

実力を以て抑え込み、それを限定的なものに留めることに成功する。そもそも自らの政治的生命の多くを党組織に依存するこの時点での与党議員達には、本格的な党への抵抗を行うことは困難であったのである。

結果として進行した国務総理と内閣の官僚化は、結果として、そもそも政治制度における「盲腸」的存在であった、国務総理の存在自身に疑念を投げかけさせることとなる。各々の国務委員を取りまとめる独自の指導力をも有さない国務総理は、大統領欠席時に国務会議の議長役を代行するだけの存在に過ぎず、それだけの為に特定の大臣を置く必要は最早なかった⁶²。こうして、55年、李承晩3選を可能とした所謂「四捨五入改憲⁶³」による憲法改正⁶⁴により、国務総理職は、それ自身国会での大きな議論を呼ぶこともなく、廃止されることとなる。

しかしながら、同時に重要であったのは、以上のような制度的改変が、当然予想される大統領による積極的な国務会議主導へと繋がらなかった、ということであろう。国務会議の官僚化は、確かにその過程から国会議員を排除することにより、政治家と官庁、或いは、政治家と政治家との間の政策調整の必要性を減じる効果を齎しはした。しかし、そのことが直ちに、政治家による政策調整が不必要となったことを意味する訳ではなかった。就中、自由党が体现し、追及する利益をどのように実現するかは重要であり、それは「政府党」である自由党が、自らの「選挙により成立する『権威主義的』体制」を維持する上でも必

要不可欠なことであった。このような観点からすれば、不活発な大統領、李承晩に代わり内閣を統制すべき国務総理の廃止は、自由党にとってもマイナスとなる可能性のあるものであった。問題は、李起鵬体制下の自由党が、国務総理を利用せず、また、自らの所属議員達を積極的に内閣に登用せずして、どのようにして内閣を統制したかであろう。

この点について、60年正副統領選挙における「不正選挙」事件を例に見てみることにしよう。この事件は、当該選挙において、政府が自由党とその候補者である、李承晩・李起鵬に有利なように積極的な介入を行ったものであり、それにより最終的に李承晩政権が倒れることは既に述べた通りである。しかしながら、本稿において重要なのは、このような自由党の利益を政府が体现するという政府・政府党一体となった行動において、自由党と政府がどのようにして「政策」の調整を行い、また、それが誰によりどのように指導されていたか、である。

まず、この「政策」決定における政府側の状況から見てみることにしよう。「不正選挙」の実質的な統括者であった、選挙時の内務長官・崔仁圭によれば、当時の政府は、以下のような形で実質的な「政策」決定を行っていた。即ち、李承晩政権末期の内閣においては、本来の閣議は形骸化した状態にあり、その実質的な意志を決定していたのは、主要閣僚六名からなる非公式組織、「重要政策委員会」であった。公式の意思決定機関が形骸化した状態にあったのは、地方も同様であり、

その実質的な意思決定機関は、同じく非公式組織である「地方行政研究委員会」であり、そこには内務部傘下の公務員のみならず、「その他各機関長」が網羅されていた。両者をつなぐのは内務長官の役割であり、内務長官はこの「地方行政研究委員会」を通じることにより、本来、自らの傘下にはない、教育委員会や税務署等に属する地方官僚をも統括することができた⁶⁵。そのことは、閣内において、筆頭大臣である外務長官に次ぐ序列の内務長官が、地方に関する事項については、相当程度まで単独で統制可能であったことを意味している。

重要なことは、当時の行政が実際には、上記のような非公式組織を以て統制されていたことであり、それは「不正選挙」においても同様であった。それでは、このような「政策」決定過程において、自由党はどのようにしてこれとの関係を有したのであろうか。第1に考えられるのは、これらの非公式組織が自由党の公的機関の実質的支配下にある可能性である。しかし、結論から言うなら、このルートは存在していなかった。「不正選挙」において、自由党の側でこれを統括すべき組織は、企画委員会であったが、「不正選挙」に当たって、内務長官や内務部幹部がこれと協議を行った形跡はなかった。当時、党中央委員会副議長と選挙対策委員会委員長、更には企画委員会議長を兼任していた韓熙錫は、この決定過程から明らかに排除されており、同様のことは、党内における李起鵬に次ぐ自由党内の実力者であり、国会副議長の地位に

あった李在鶴の証言によっても知ることができる。彼によれば、この「不正選挙」に向けての方針を企画委員会にて知った段階においては、それは既に規定の方針となっており、「警察は到底（その変更を）受け付けない⁶⁶」状態にあった。「企画委員会と国務委員達との協議はなかった」のである⁶⁷。

2つ目の可能性は、自由党議員でもあった担当大臣がこれを独断で決定した可能性である。当時は、外務長官が空席の状態にあり、内務長官・崔仁圭は筆頭閣僚の地位にあった⁶⁸。加えて、選挙に関する事項は内務部の管轄下にあり、併せて警察をも統括する位置にあった内務長官の権限は、この問題に関して絶大なものがあった。崔仁圭は、実際、この「不正選挙」において、その手法等の計画を「自らが立てた」と供述しており、それが内務長官である彼自身のリーダーシップの産物であることは否定できない。崔仁圭はこのような自らの行動の理由として、「李承晩博士への尊敬」を挙げる。興味深いのは、このような李承晩への「忠誠」に由来する崔仁圭の一連の行動が、李承晩自身の直接的な指示によるものではない、ということである。言い換えるなら、崔仁圭は、自らの意思により、自らが李承晩を支えるに最も必要であることを、自ら発案し、これに取り組んでいたのである。彼にとって、国家に忠誠を誓うことは、李承晩に忠誠に誓うことと同義であった。何故なら「万一李博士が落選したならば、（韓国の）前途は暗澹たるものとなる」からである。

尤も、当時の複雑な「不正選挙」への過程が、内務長官によってのみ導かれた、というのは過酷に過ぎよう。現実には、多くの「不正選挙」の細部における方法と方針は、彼の部下達が案出したものであり、崔仁圭はこれに承認を与えたのが実際であろう⁶⁹。しかしながら、ここで真に重要なのは、そもそも「不正選挙」に訴えてまで選挙に勝利しようとする崔仁圭等内務官僚の「過剰忠誠」を、止め得る人物が自由党にいない訳ではなかった、ということであろう。そもそも58年国會議員選挙にて初当選を果たしたに過ぎない「1年生議員」である崔仁圭の自由党内部における地位は決して大きなものではなく、政府、そして、自由党内部の諸勢力を調整できる能力が彼にある筈はなかった⁷⁰。実際、彼は「不正選挙」に当り、自由党と「相議」を行ったことはなかったが、ここからの「協助」を受けたことは認めている⁷¹。例えば、この点について韓熙錫は、選挙資金に関する計画は「李起鵬と（総務委員長である）朴容益の2名により決定され、自らは支払いを行っただけだった」と述べている⁷²。また、公務員を動員して選挙活動を行うことは、李起鵬の自宅において行われた、党務委員全体の集まりで決められた、という⁷³。

中心に居るのは李起鵬であった。崔仁圭の回顧録の各所からも明らかなように、当時の政府人事において、これを取りまとめる「推薦」を行っていたのは、李起鵬であった。崔仁圭の場合、彼の3回の公職への任命は、何れも李起鵬からの突然の呼び出しと、彼によ

る新たな職務の通告がまず行われ、その後にはじめて李承晩への面会と景武台での任命式が行われる、という経過を経ている⁷⁴。言い換えるなら、李起鵬は総務処或いは國務院事務局がそれを取りまとめる段階において、その人事案に「推薦者」として介入し、事実上これを操作する形で行政府内に影響力行使したのである。「推薦者」としての李起鵬の地位は、自由党内の職務においても同様であった。例えば、58年国會議員選挙後の自由党議員総会において李起鵬は、国会副議長と国会内各種委員会委員長職への自由党候補者の指名を行う権限を与えられている⁷⁵。重要なことは、このような李起鵬の権限は、自由党中央委員会議長であり、民議員議長としての制度的な権限を遥かに越えたものであった、ということであろう。このような李起鵬の権力を支えたのが、李承晩の絶対的信頼であったことは、既に述べた通りである、当時の李起鵬は、夫人・朴マリアの李承晩夫人・フランチェスカに対するものをも含めて、家族ぐるみで李承晩夫妻からの信頼を勝ち得た状態にあり、それは58年には、李起鵬の長男・李康石が李承晩の養子となることに象徴的に現れていた⁷⁶。

本節において重要なことは、李起鵬が李承晩の絶対的支持を基盤として、制度的裏づけを有さぬまま、政府と自由党を統括し、両者を調整する役割を果たしていた、ということであろう。見落とされてはならないのは、それが制度的な裏づけを有さない、就中、国会による手続を経ないものであったことが、結

果として、李起鵬の権力行使に対し、野党や党内反主流派が抵抗を行うことを困難なものとさせていた、ということであろう。政府と自由党。その双方を支配し、調整することが制度的に可能なのは、本来、大統領兼自由党総裁である李承晩だけであつた。しかしながら、高齢の李承晩がこれを実際に行うことは当時においては困難であり、また、万一李承晩が直接にそれに乗出して、失敗するなら、その結果李承晩の権威は大きく損なわれることとなる。自由党体制を支える者達にとって、李承晩の権威失墜が自らの政治生命へと甚大な影響を与えることは明らかであり、それは進んで、大韓民国そのものの存亡をも脅かしかねないものと認識されていた⁷⁷。李承晩の権威を温存する為には、現実の政治を李承晩からできるだけ遠ざけねばならず、それにはその権限を代行するものが必要である。しかし、問題は、もし、李承晩以外の何者かが、制度的な権限を以て、これを行行使する事態となれば、事態は全く異なる破局を迎える可能性がある、ということであつた。破局のシナリオの1つ目は、公的権限を与えられた何者かが李承晩へ反旗を翻す可能性であり、その危険性は、李範奭・張勉・張澤相の例によって明らかであつた。2つ目のシナリオは権限を与えられた者が政治的に弱体に過ぎて、政治全体が麻痺し、その機能を果たし得ない可能性であつた。朝鮮戦争期に国務総理署理を務めた申性模⁷⁸はその好例であつたろう。

結局、李承晩と自由党にとって必要であつたのは次の3つの条件が満たされた体制であ

つた。第1は、李承晩自身が直接政治に手を煩わさず、これに代わる何らかの代行者が実質的に政治を動かしていることであり、第2は、その代行者が李承晩へと挑戦するほどの強大な存在になることがないことが保証されていることである。第3は、にも拘わらず、代行者が安定して政権の側の利益になるような政策を遂行できる体制であり、既に明白なようにその全てを満たすのが、李起鵬を頂点とした非公式組織により、自由党とそれを通じた国会、そして内閣の全てが統制される、当時の体制であつた。制度的な権限を有する国務総理を廃止する一方で、制度的権限を持たない李起鵬に、李承晩からの絶対的な支持を与えて、実質的に政府と自由党を統括させる。李起鵬体制は、正にこの李承晩と自由党のディレンマへの解答に他ならなかつた⁷⁹。

しかし、この体制はそれが最も完成に近づいた時、脆くも崩壊することとなる。次に、この体制の限界について見てみることにしよう。

第2節 「不正選挙」への道

56年の正副統領選挙における副統領候補としての李起鵬の落選は、李承晩と自由党にとって衝撃であつた⁸⁰。自由党結党以後、「政府党」としての組織力と、公薦制度を用いた「李承晩の候補者」としての看板を活用して、順調な勝利を積み重ねて来た自由党にとって、李承晩の後継者の地位を争う副統領選挙において、その2つの要素、就中、「李承晩の候補者」という看板が十分に機能しなかつたこ

とは、党の存亡に関する事態であり、その影響は深刻であった。

問題を深刻にしたのは、候補者としての李起鵬の弱さ、であった。同じ民主党からの候補者であっても、大統領候補者であった申翼熙と比べれば、遥かに国民的人気の乏しい張勉にさえ敗れたことは、李起鵬が、李承晩後の自由党における、事実上唯一の後継者としての地位を固めていたが故に一層、自由党の将来に大きな影を投げかけることとなる。４年後、60年の選挙では、80歳を越える高齢の李承晩の後継問題が最重要争点として浮上することは明らかであり、彼等がその選挙を李起鵬という弱体な候補者を押し立てて戦わねばならないことのディレンマは深刻であった。

李承晩のカリスマ性が低減著しい状況にあって、自由党が用いた手段は、自らのもう１つの武器である組織力の強化であった⁸¹。本稿第1章で述べたような、自由党組織が、真に地方にまで浸透するに至るのは、正にこの56年選挙における李起鵬の落選以降のことである⁸²。しかしながら、このような組織強化による得票増加への試みには限界があり、それは58年国会議員選挙にて明白となることとなる。この選挙で明確となった「与村野都」, 就中、野党・民主党の都市部における圧勝は、自由党を更なる境地に陥らせることとなる。その原因は恐らく次のようなものであった。表6に明らかなように、この時期における自由党組織の急速な拡大は、それが李承晩のカリスマ性の減退と平行することにより、結果として、「政府党」たる自由党とさほどの利

害関係を持たず、それ故、その活動に大きな熱意を有さぬ人々をも抱えこむこととなった。彼等の多くがその活動に従事した理由は、単純にそれが「自らの利益になるから」であり、それは即ち、自由党が現在のところ与党であり、それ故そこからの「利益」が期待されるからであった⁸³。しかしながら、56年副統領選挙における李起鵬の張勉に対する敗北は、少なくとも「李承晩以後」においては、自由党が続いて与党足り得るか否かが不透明であることを示しており、そのことは彼等にとって、自由党を支持し続けることが果たして自らの「利益」となり得るかについて疑念を抱かせたに違いない。

58年選挙における自由党の都市部での惨敗には、もう１つ理由があった。56年、正副統領選挙の後に行われた地方議会、及び、地方自治体首長選挙において自由党は、副統領選挙の敗北の沈滞した組織状態のままこの選挙を戦った結果、農村部における圧倒的な勝利とは対照的に、未だ自党組織が不十分な状態にあった都市部にて惨敗を喫することとなる⁸⁴。自由党は多くの市議会において過半数を制することができず、ソウルにおいては、僅か1議席を獲得するのが精一杯であった。既に述べたように、当時の地方議会はその公職配分への影響力等において無視できる存在ではなく、そのことは即ち、58年の段階における自由党は既に都市部においては、自らの意のままに「政府」を動かすことのできる「政府党」としての位置を喪失していたことを意味している。そもそも人口の流動性が高

く、高学歴者⁸⁵の多い都市部において、自由党が地域の有力者や各種機関を通じて人々を自らへの投票へと駆り立てることは、そもそもはじめてから困難であったのかも知れない。

李承晩のカリスマ性の限界と組織力による得票の限界。ここから自由党が打った手立ては次の2つであった。1つは、地方レベルにおける「選挙」の縮小である。52年以降、自らの「選挙」における有利を前提として、そのルールを更に自らに有利なように操作しつつも、地方議会から地方自治体首長のそれへと、「選挙」の範囲の拡大を推し進めて来た自由党は、59年の第4次改正において、これまでとは逆に「選挙」の範囲を縮小する方向へと転じることとなる。即ち、56年の第2次地方自治法改正により導入された市邑面長の住民による直接選挙制は、この時の改正により再び中央からの任命制へと戻される。自由党にとってのその意味は明確であった。自由党が「選挙」において優勢であった頃、自由党はその「公薦制」を利用して、地方議員や首長、更にはこれへの潜在的な候補者を、自らの下に統制することが可能であった。56年の地方選挙が、当初の予定を変更して、正副統領選挙後に設定された理由は、正にこのことを利用して、地方有力者を正副統領選挙に協力させることにあった⁸⁶。しかしながら、56年選挙において白日の下に晒された、都市部における自由党組織の限界は、寧ろ、「選挙」による公職の獲得を目的とするが故に、地方有力者をして「自らの利益」の為、自由党から離反させる可能性を現実のものとする

こととなる。有権者を統制できない状態において、「選挙」を実施することは、有権者のみならずその支持に依存する地方首長達を自らから離反させる効果さえ有する可能性が存在した。こうして、「選挙」での不利を認識した自由党は、「選挙」自体の範囲を縮小させてゆくこととなる。

「選挙」における自らの弱さの認識。それがより直接的に現れたのは、自由党が打った2つ目の手段である所謂一連の「不正選挙」工作においてであった。重要なことは、この「不正選挙」工作の大前提として、当時の自由党において、60年正副統領選挙への勝利、就中、そこにおける李起鵬の副統領当選が、通常の方法においては、極めて困難である、とする認識が存在していたことであろう。ディレンマは、李承晩政権がその正統性の最大の基盤を「独立の父である李承晩に対する国民の絶対的な支持」においており、それ故、正副統領の選出においては「選挙」の形式を回避することができなかった、ということであろう。その点を典型的に示したのが、やはり56年正副統領選挙後の自由党一部からの「改憲論」の動向であった。張勉の副統領当選は、高齢の李承晩の死亡時には、野党・民主党所属の大統領が出現することを意味しており、自由党の一部では非常時におけるこのような可能性を排除する為に、2つの方向性を議論することとなった。即ち、副統領からの「大統領継承権」剥奪と、議院内閣制の導入である。言うまでもなく、この時点において自由党は国会の絶対多数を制しており、確

かに、副統領から大統領継承権を奪うと共に、行政権を国会の側に引き付けて置けば、これが自由党の手から零れ落ちることはなかったであろう。しかしながら、李承晩と李起鵬はこのような一部議員の動きに明白な反対の意を示し、これを積極的に押さえ込むこととなる⁸⁷。理由は簡単であった。李承晩、そして李承晩の後継者が選挙に負けることはあってはならないのであり、それ故、そのような事態を考える必要はない、のである。そもそも李承晩にとって、自らの権力に枠を嵌めるような議院内閣制など「自分の生のある限り、絶対に反対しなければならない⁸⁸」ものであった。

自由党はこうして勝利の見込みのないまま、勝利の獲得が絶対義務として科せられた、60年正副統領選挙へと突入することとなる。見込みのない勝利の確実な獲得。こうして自由党はその切り札である組織的、そして全国的な「不正選挙」へと雪崩れ込むこととなる。

4.19学生革命は最早間近であった。

それでは、我々はこのような過程をどのように理解すれば良いのであろうか。最後にその点について述べることにより、本稿の筆を置くこととしよう。

むすびにかえて ― 組織力の限界

ここまで述べてきたことをまとめてみよう。

1950年代における自由党支配。それは正に典型的とも言える、行政組織と一体化した「政府党」の支配であった。与党は、自らが行政政府を握ることの長所を最大限に生かして、

在地社会を支配し、やがて農村を中心として強固な基盤を作り上げるに至る。李承晩政権はそれを基礎として国会の多数を制し、やがて、国会、更には行政政府をも骨抜きにして行くこととなる。結果として、成立したのは、李起鵬を頂点とした、「政府党」と行政政府が一体化した、非公式な組織による支配であり、ここにその体制は完成することとなる。

以上のような自由党支配の形成過程、それは即ち、李承晩を頂点とする勢力が、自らの支配にとって障害となった様々な要素、就中、48年、大韓民国独立当初の憲法に予定された体制のそれらを、形骸化させ、「政府党」と行政政府の密着した非公式組織へと置き換えて行く過程であった。52年、所謂「抜粋改憲」により、大統領選出の権限を国会から奪った李承晩は、55年の憲法改正により自らの「終身執政」を可能とすると同時に、行政政府内における最大の障害であった国務総理を大韓民国の制度から消滅させる。残った国務会議もまた、国務委員の中から非公式に選任される「重要政策委員会」にその立場を譲ることにより、事実上解体し、ばらばらになった行政政府は事実上、大統領に直結することとなる。制度は在地社会奥深く浸透した自由党組織と、それを公然とサポートする行政政府の連携に支えられた。それは確かに李承晩による「独裁」であり、彼はこのシステムを自由に操ることが出来た。

しかし、この一見完璧にも見えるシステムは、既にその完成の以前から着実に破綻へと歩みだしていた。重要であったのは、50年代

後半、このシステムの完成期が、李承晩がその実際のリーダーシップを失って行く時期に相当した、ということであった。原因は恐らく2つ存在した。1つは李承晩自身の高齢である。1875年生まれの李承晩はこの時期既に80歳を越える高齢に差し掛かりつつあり、その活動は顕著に低下する傾向にあった。2つ目は、独立から10年近くを経た韓国が、嘗ての解放の熱気を失い、現実と向かいあうことを余儀なくされていたことである。その意味において、60年の4.19学生革命に至るまで各地で展開された反李承晩運動を主導したのが、解放時には、国民学校に入学しているかいないかの「解放後世代」であったことは、示唆的であろう。少数のごく限られた例外を除いて、日本統治期をその支配の下で過ごした世代にとって、自らが貫徹できなかった独立運動を、日本統治期を通じて貫徹した李承晩の権威は絶大なものがあつた。彼等にとって、李承晩は、輝かしい大韓民国臨時政府初代大統領であり、「韓国のワシントン⁸⁹」であつた。しかし、「解放後世代」はこのような李承晩像を共有しなかった。彼等にとっての李承晩は、現に彼等の上に君臨する1老人に過ぎず、その統治の成果はといえば、決して好ましいものとは言えなかった。社会の上層部に立つ未来のエリートとして、これから社会に出ようとする彼等にとって、李承晩とその体制は、彼等の将来を妨げる、無用の障害物に過ぎず、彼等はその打倒に立ち上がることとなる。

重要なことは、自由党が本来、李承晩のカ

リスマ性を最大の財産として、成立した政党であつた、ということであつた。52年における正副統領選挙と地方選挙、そして54年の国会議員選挙。自由党は正に自らが「李承晩の政党」であることを前面に出してそれを戦い、これに圧勝することにより、その安定支配を獲得することとなる。しかし、56年正副統領選挙における民主党候補・申翼熙の善戦⁹⁰と、李起鵬の副統領落選は、僅か数年の間に、李承晩のカリスマ性が急速に弛緩しつつあることを意味していた。朝鮮戦争が終わり、そこにおける極端な危機状況を脱した韓国人は、この時期ようやく、自らの生活とそれを取り巻く政治状況を振り返る余裕を持つことができるようになった。申翼熙がそのキャンペーンで用いた「生活できないから、変えてみよう」というスローガンと、その演説会にソウルの漢江縁に集まった数十万の群集の存在は、そのことを如実に示していよう。

自由党にとっての最大の問題は、「李承晩なき自由党」が如何にして、当時の「政府党」としての地位を維持し、また、維持する為のシステムを構築するか、ということであつた。彼等にとって不幸であつたのは、自由党はその形成過程において、李承晩の意のままにならない有力者を排除して成立し、その結果、李承晩自身を除き、その指導部に国民的声望を有する人物を誰一人として有さなかつた、ことにあつた。この体制の頂点に立った李起鵬は正にその典型であつた。54年国会議員選挙において、演説会を避けて「潜伏」し、58年国会議員選挙においては、自党議員

の地盤を奪いとり無投票当選を果たすことを選択した彼は、副統領候補者としても、目立った活動を行うことができなかった。しかしながら自由党にとっての真の問題は、このような李起鵬に変わる候補者さえ彼等が有することができなかった、ということであった。そして60年、自由党はこの李起鵬を副統領に当選させるべく広範な「不正選挙」を行い、その反発の中に、自らの統治を終えることとなる。

自由党による「政府党」支配。それは結局、李承晩という、解放後韓国政治史における突出したカリスマが、公式の制度をも捻じ曲げてその支配を拡大させてゆく過程であった。そして、それは必然的に、李承晩のカリスマ性の消滅共に、時代的使命を終えることとなる。自由党支配の消滅は、その副産物として、李承晩その人の韓国政治からの退出を齎し、韓国政治は新たな段階に入ることになる。この点については、別稿にて論じることとして、本稿の筆をおきたいと思う。

注

- 33 この点については、申性模・國務総理署理任命に際しての、国会での議論を参照のこと。『制憲国会速記録』10，先人文化社【韓国】，1999年，296ページ以下。
- 34 張勉の國務総理就任の経緯については、雲石先生紀念出版会編『한알의 밀이 죽지 않고는』가톨릭出版社【韓国】，1967年，32ページ。また、郭尚勲他『事实의 全部를 記述한다』希望出版社【韓国】，1967年，356ページ。
- 35 張澤相の國務総理就任の経緯については、張炳惠・張炳初編『大韓民国 建国과 나』滄浪張澤相記念事業会，1992年，107ページ以下。
- 36 憲法制定に至る過程については、俞鎮午『憲法起草回顧録』一潮閣【韓国】，1980年，に詳しい。
- 37 この点については、李在遠『韓國의 國務總理 研究』나남出版【韓国】，1998年，33ページ以下。
- 38 李承晩の国政全般に対する姿勢については、宋元英「景武台의 人의 帳幕」，『思想界』1960年6月号。
- 39 この状態は、後述の國務総理廃止以後も変わることなく、大統領不在の場合には、筆頭國務委員が議長となって閣議を行った。崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』，227ページ。
- 40 金起八『政界夜話』1，85ページ。
- 41 張澤相は自らの國務総理就任に対して、「人事問題とドル」について李承晩が介入しないことを条件とした。張炳惠・張炳初編『大韓民国 建国과 나』110ページ。
- 42 例えば、金起八『政界夜話』1，26ページ以下，等を参照のこと。
- 43 この工作については、張炳惠・張炳初編『大韓民国 建国과 나』100ページ以下。
- 44 このような張澤相を李承晩は、「(大統領に對して責任を負おうとしない) 国会國務總理」と呼んだ。張炳惠・張炳初編『大韓民国 建国과 나』110ページ。
- 45 この経緯については、韓太寿『韓國政党史』，李起夏『韓國政党發達史』，議會政治社【韓国】，1961年，218ページ以下，等。
- 46 この点については、拙稿「大韓民国の成立」，伊藤之雄・川田稔編著『環太平洋の國際秩序の模索と日本』，山川出版社，1999年をも参照のこと。
- 47 金起八『政界夜話』1，26ページ以下，等。
- 48 この点については，最も典型的であったのは，旧与党・大韓国民党の中心人物であった，裴恩希が指導部から排除されたのみならず，自由党からの公薦さえ受けることができなかったことであろう。朴容万『景武台秘話』韓國政経社【韓国】，1965年，199ページ以下，金起八『政界夜話』1，132ページ，また，徐丙坦『主權者의 証言』母音出版社【韓国】，1963年，165ページ以下。
- 49 差し当たり，中央選挙管理委員會編『大韓民國政党史』，中央選挙管理委員會【韓国】，1964年，175ページ以下。
- 50 李起鵬の経歴については，전 홍 진『晩松李起鵬先生』國際時報社【韓国】，1960年，自由春秋社編『人間晩松』自由春秋社【韓国】，1959年等。
- 51 それ故彼は，当初，野党から輕視されていた。金起八『政界夜話』1，240ページ。
- 52 差し当たり，中央選挙管理委員會編『大韓

- 民国政党史』，中央選挙管理委員会【韓国】，1964年，175ページ以下。
- 53 この任命の経緯については，金起八『政界夜話』1，31ページ以下に詳しい。
- 54 金起八『政界夜話』1，201ページ以下。
- 55 自由春秋社編『人間晩松』229ページ以下。
- 56 中央選挙管理委員会編『大韓民国選挙史』，中央選挙管理委員会【韓国】，1968年。
- 57 対照的であったのは，李起鵬に次ぐ自由党NO.3，李在鶴であった。出身地江原道荣州の名士として，総選挙毎に全国最多得票を伺える支持基盤を有する彼は，この時期，反主流である自由党内「穏健派」の中心的存在として影響力を発揮した。
- 58 この呼称については，朴容万『景武台秘録』189ページ。
- 59 1950年代末になると，李承晩の集中力は大きく低下し，長時間継続しての執務に耐えることが難しい状態となっていた。宋元英「景武台의 人の 帳幕」。
- 60 金起八『政界夜話』2，노벨文化社【韓国】，1973年，172ページ以下。
- 61 金起八『政界夜話』2，172ページ以下。
- 62 李承晩自身の見解。『京郷新聞』1954年6月19日。国務総理廃止後の大統領欠席時の国務会議は，外務長官が筆頭大臣として議長代行を勤める形で行われた。
- 63 金起八『政界夜話』1，507ページ以下。
- 64 自由党『改憲案』自由党【韓国】，1956年。
- 65 学民社編集部編『四月革命資料集 革命裁判』学民社【韓国】，1985年，28ページ。
- 66 『四月革命資料集 革命裁判』86ページ。また，郭尚勲他『事實의 全部를 記述한다』160ページ。李在鶴の回顧である。
- 67 『四月革命資料集 革命裁判』40ページ。
- 68 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』191ページ
- 69 郭尚勲他『事實의 全部를 記述한다』希望出版社【韓国】，1967年，163ページ。
- 70 この点については，崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』の各所。
- 71 『四月革命資料集 革命裁判』36ページ。
- 72 『四月革命資料集 革命裁判』74ページ。
- 73 『四月革命資料集 革命裁判』74ページ。
- 74 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』165，166，226，248ページ。この経過は，他の国務委員においても同様であったようである。
- 75 自由春秋社編『人間晩松』237ページ。
- 76 当時の李承晩・李起鵬両家族の関係については，金起八『政界夜話』2，203ページ以下。
- 77 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』，及び，『四月革命資料集 革命裁判』の各所。
- 78 中性模については，差し当たり，拙稿『『正統保守野党』の変質と『東亜日報グループ』の政治的解体』，『国際協力論集』第9巻第2号，2001年を参照のこと。
- 79 当時の人々はこのような李承晩を取り巻き，李起鵬を中心とする非公式な組織について，「人の張幕」と呼んだ。金起八『政界夜話』6 노벨文化社【韓国】，1973年，朴容万『景武台秘録』，許政『내일 위한 証言』等。
- 80 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』185ページ以下。
- 81 崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』185ページ以下。
- 82 崔仁圭によれば，56年正副統領選挙時点において，都市部の自由党組織は買いたい状態にあった。崔仁圭『崔仁圭獄中自叙伝』196ページ以下。
- 83 李万甲『韓国 農村社会의 構造과 变化』서울大学校出版部【韓国】，1973年，142ページ等。
- 84 この点については，拙稿「韓国における民主化と『政府党』」，西村成雄・片山裕編著『20世紀東アジア史像の新構築』，青木書店，近刊を参照のこと。
- 85 表7の示すように，当時の韓国においては，高学歴者になればなるほど，自らの投票に際して，在地社会や一家の有力者からの影響を受けることが少ない傾向にあった。このことは，高学歴者の比率が高い都市部に於いては，在地社会有力者に依存する自由党組織の，選挙時の集票効果が低下することを意味している。また，姜秉根「韓国地域社会의 政治的分析」，『行政論叢』2-1，1964年。
- 86 孫禎睦『韓国地方制度・自治史研究』下，一志社【韓国】，1992年，244ページ以下。
- 87 金起八『政界夜話』6，36ページ以下。
- 88 金起八『政界夜話』6，106ページ。
- 89 張徳秀の言葉。
- 90 尤も周知のように，申翼熙は自らの選挙活動中に不慮の死を遂げることとなる。

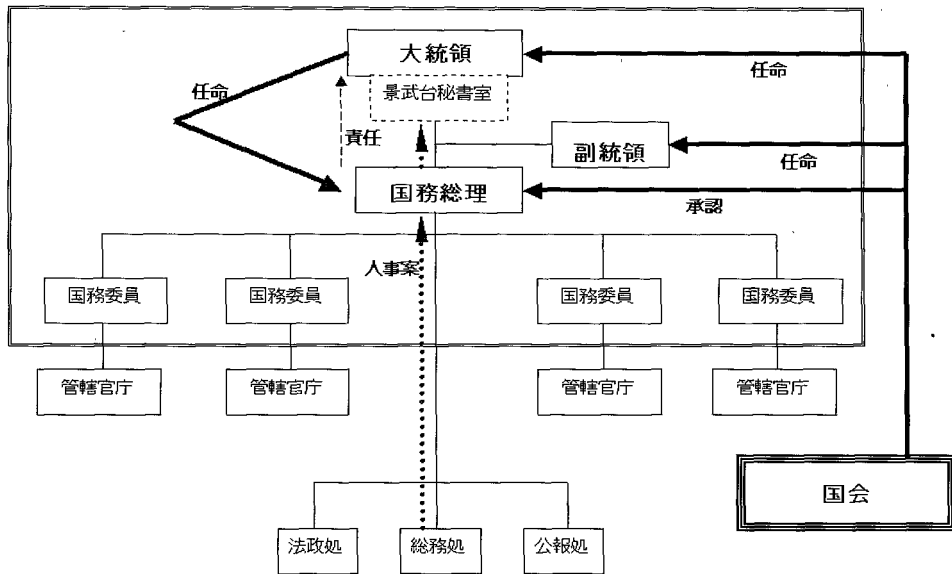


図1・建国当初の政府組織

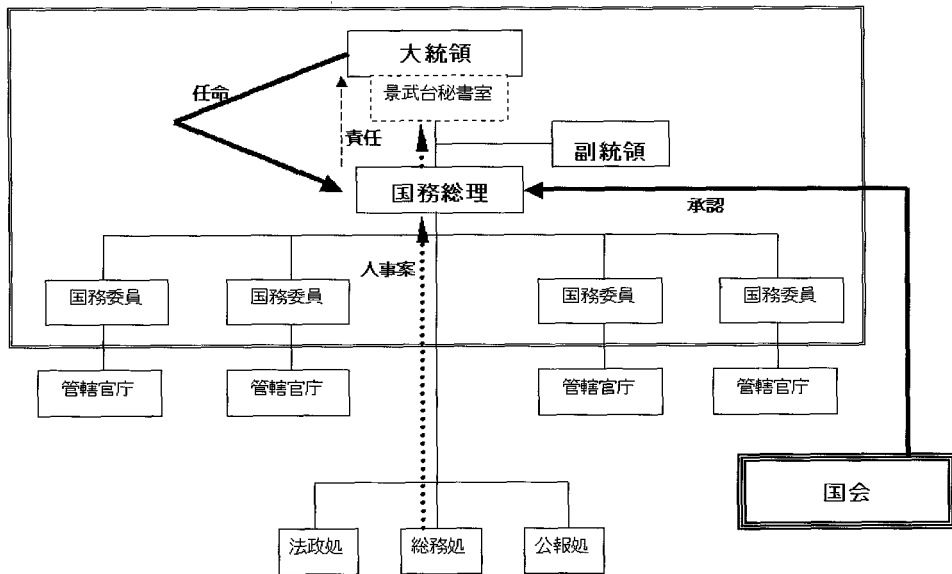


図2・1952年憲法改正以後の政府組織

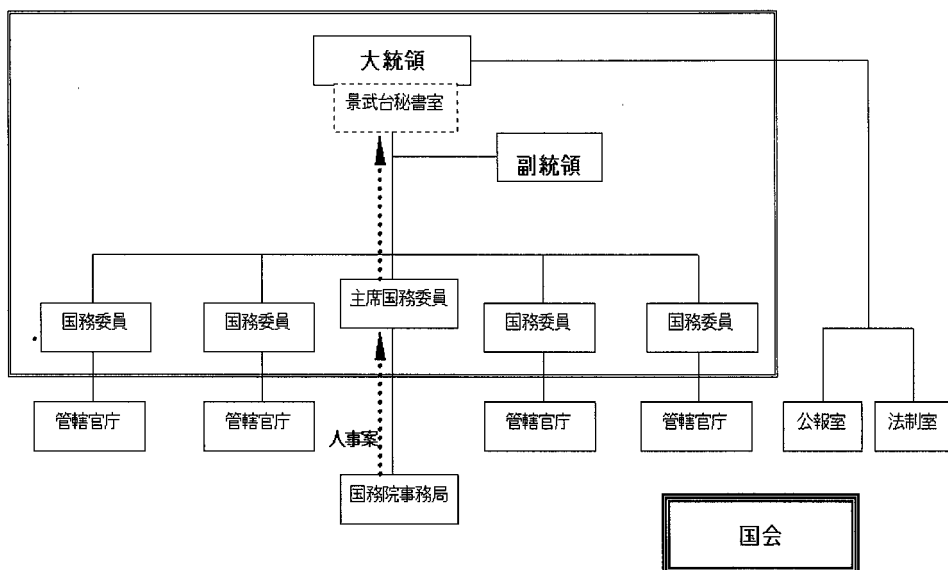


図 3・1955年憲法改正以後の「公式」な政府組織

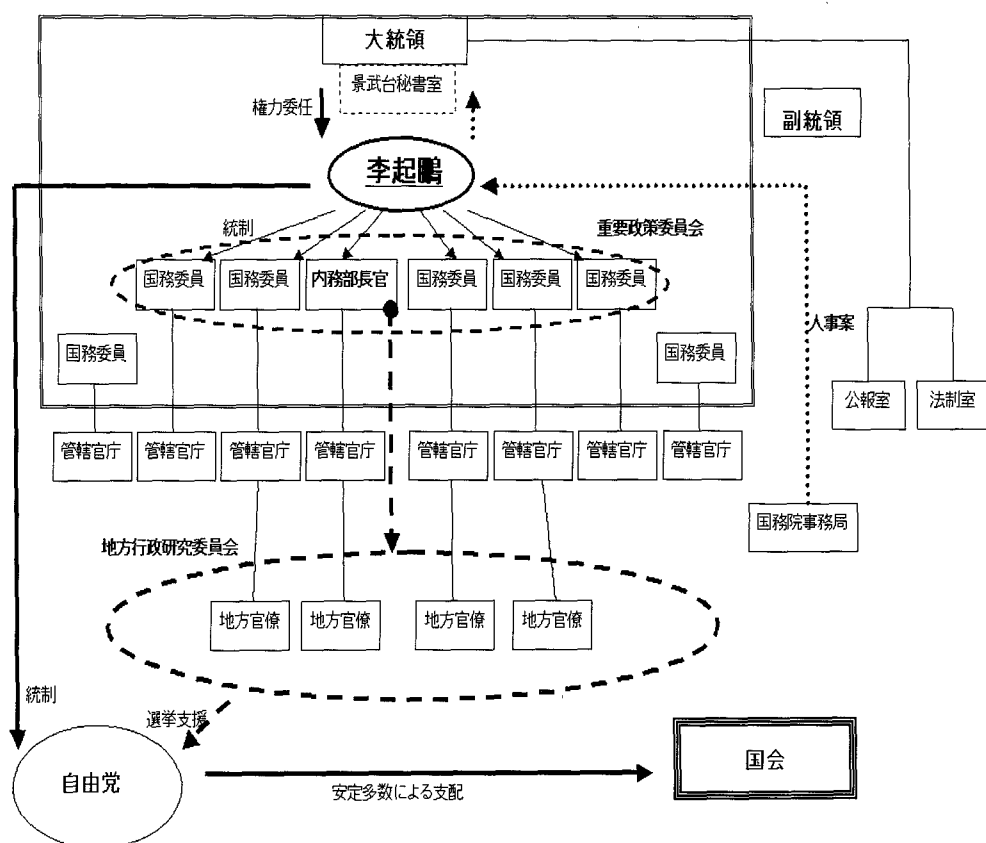


図４・自由党政権末期の「非公式」な政府組織

The Rise and Fall of the Liberal Party: The First “Authoritarian Regime” in the Republic of Korea

KIMURA Kan*

Abstract

This study is intended to examine the process of the rise and fall of the first “authoritarian regime” in the Republic of Korea, which was formed under Syngman Rhee (李承晩) and the Liberal Party (自由党) from 1951 to 1960, and also to derive suggestions in order to understand “authoritarianization” of newly-independent countries after the World War II.

The first question of this study is to address and define the concept of the regime. The most characteristic quality of this regime is the fact that this regime was “authoritarianized” through the process of elections. At the elections of 1952 and 1954, the Liberal Party won by large margins. They had two advantages against their oppositions at these elections. The first advantage was their control of administration offices in local societies. Under the regime of Syngman Rhee since 1948, the organizations of the Liberal Party were integrated with those of the local administration offices. At each election, the Liberal Party mobilized the organization to support their candidate. The mobilization of the organization was very effective in rural areas. After revelation from Japan in 1945, Korean local elite - most of them were landlords possessing connections with Japanese bureaucrats in the Japanese period - lost their own authorities in local societies. For these local elite, their official posts in local societies were the last sources from which they could get additional authority to keep their leaderships in local societies. So the Liberal Party was able to manipulate the local elite by taking advantage of their position as the government party. The Liberal Party was a typical “Administrative Party”.

The second question of this study is to analyze why the regime of this kind of typical “Administrative Party” collapsed, when the organization was at the height of its development. Before the election of 1960, the organization of the Liberal Party was most

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

developed and seemed very strong. Nevertheless, soon after the election, the regime of the Liberal Party and Syngman Rhee was brought down by university students who protested against the “corrupted election” by the Liberal Party. Of course, the straight answer explaining this event would be simple: The party could not collect enough ballots in order to win the election, and instead tried to preserve the regime through illegal methods. However, the more important point to understand in this process is to look at why the regime was not able to collect enough ballots.

An in-depth answer of this question is as follows. Originally, the Liberal Party was a party which was formed around their charismatic leader, Syngman Rhee, who possessed the great title of being the “founding father of the nation”. They won the elections by taking advantage of slogans such as “Party of the founding father” or “a candidate of the founding father”. However, in the second half of the 1950's, Syngman Rhee's charisma gradually declined. The loss of Yi Ki-pung (李起鵬), Syngman Rhee's running mate as a candidate for vice-president of the Liberal Party at the election of 1956, against Chang Myon (張勉) clearly showed the downfall. The well-developed organization of the Liberal Party was the consequence of the 1956 election. However, the important fact is that despite their organization as an administrative party, the group was unable to recover the loss of the charisma of Syngman Rhee and unable to collect enough ballots to win at the next election.

A suggestion from this study which we can derive is simple but important. Moreover, a well-developed organization of an administrative party is not enough for a party to win an election. If the party tries to create an “authoritarian” position through elections, it must have something which is different from an organization. In the case of Korea between 1951 to 1960, it was the charisma of a founding father, Syngman Rhee.